

2024年11月末現在

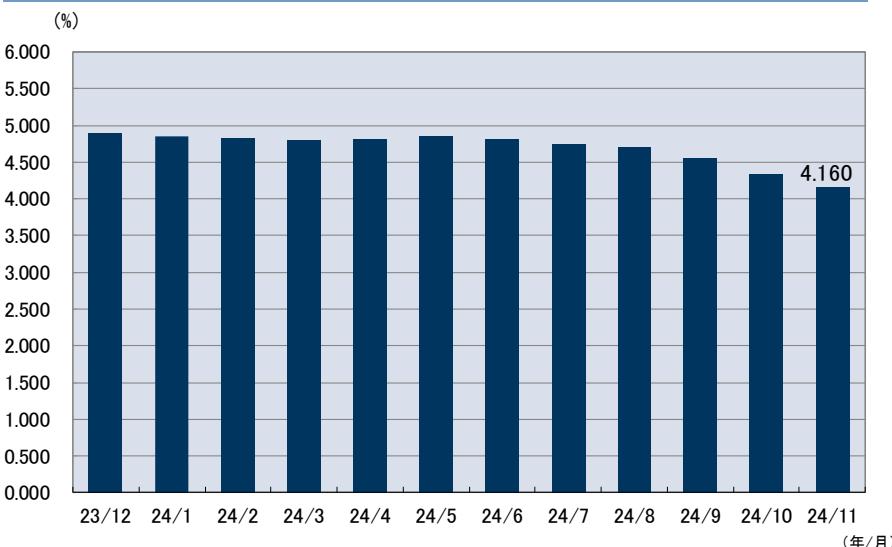
1口当たり純資産価格

0.01 米ドル

純資産総額

1,073.8 百万米ドル

月間(単純)平均年換算利回り(税引き前)(%) (注1)(注2)

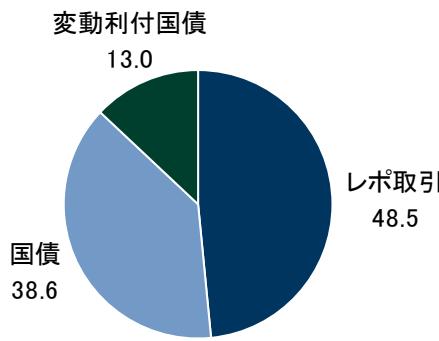


残存期間別比率(%) (注1)

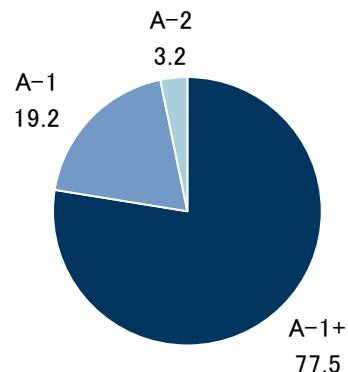
| 期間(日数)  | 比率   |
|---------|------|
| 0-7     | 48.7 |
| 8-30    | 1.3  |
| 31-60   | 7.5  |
| 61-90   | 11.6 |
| 91-120  | 7.9  |
| 121-150 | 4.4  |
| 151-180 | 9.7  |
| 181-365 | 8.9  |
| 365+    | 0.1  |

加重平均残存期間 46日

資産別比率(%) (注1)



格付け別比率(%) (注1)



(注1)マスター・ファンドであるゴールドマン・サックスUS\$トレジャリー・リキッド・リザーブズ・ファンドのデータを表示しています。マスター・ファンドに投資することにより、現金保有の部分を除き、マスター・ファンドと同様のポートフォリオを間接的に保有します。

(注2)年換算利回りの月間平均です。

上記は過去の運用実績を示したものであり、今後の運用実績の見込みを示すものや運用実績を保証するものではありません。

お申込みの際は必ず「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。「投資信託説明書(交付目論見書)」は販売会社までご請求ください。

- 本ファンドは公社債など値動きのある証券に投資し、運用成果は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。
- 投資信託は預金保険機構または保険契約者保護機構の対象ではありません。
- 銀行等の登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- 投資信託は金融機関の預金と異なり、元本および利息の保証はありません。
- 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。

代行協会員

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント

最終頁の「本資料のご利用にあたってのご留意事項等」をご覧ください。

くわしくは最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。お申込みの詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

## ファンドの特色

1. 米ドル・ポートフォリオはUS\$マスター・ファンドへの投資を通じて、主に信用度の高い金融市場証券に分散投資します。US\$マスター・ファンドは受益証券1口当たり1米ドルの、安定した純資産価格の達成をめざします。
2. 投資収益の全部または実質的に全部は、日次で分配として宣言されます。受益者が分配金の支払いを選択しなければ、宣言された分配金は当該月の最終取引日に再投資されます。

## 投資リスク

投資信託は預貯金と異なります。ファンドは、マスター・ファンドへの投資を通じて、主に外貨建債券に投資しますので、為替の変動、取引相手方や組入債券の発行体の倒産・財務状況の悪化、金利変動等による組入債券の価格下落等の影響により、純資産価格が下落し、投資元本を割り込むことによる損失を被ることがあります。また、純資産価格が外貨建てで表示されますので、当該通貨建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、為替変動により、円換算ベースでは投資元本を割り込むことによる損失を被ることがあります。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落や為替相場の変動により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。

### リスク要因

#### 債券投資に関するリスク

債券への投資は、発行体または保証人が債務の元本および利息を支払えないリスク(信用リスク)を負うとともに、金利感応度、発行体の信用力に関する市場の見方および市場全体の流動性等の要因による価格変動のリスク(市場リスク)も負います。一般に債券の価値は実勢金利と反比例して変化するため、債券の購入および売却の時期によりキャピタル・ゲインまたはキャピタル・ロスが生じることがあります。

#### 金利リスク

金利が上昇している期間中、マスター・ファンドの利回りは一般的な市場金利よりも低くなる傾向があります。低金利の状況では、マスター・ファンドの投資ポートフォリオの利回りが低くなり、マスター・ファンドの能力に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 信用／債務不履行リスク

有価証券の発行体もしくは保証人、または買戻し条件付売買契約を締結した銀行もしくは他の金融機関は、利子の支払いおよび元本の返済に関する債務不履行に陥る可能性があります。マスター・ファンドの投資有価証券の信用度は低下する場合があり、格下げまたは債務不履行によりマスター・ファンドの流動性が損われ、純資産総額の大幅な下落を生じさせる可能性があります。

#### 市場リスク

マスター・ファンドは、全世界的な金融市場および経済状況の悪化により悪影響を受ける可能性があり、そのいくつかは、本書に記載のリスクを増大させ、その他の悪影響を及ぼすことがあります。

#### 流動性リスク

マスター・ファンドは、受益証券1口当たり1米ドルの安定した純資産価格を達成することをめざします。ただし、欧洲MMF規制に従って、一定の状況下において、買戻し手数料の徴収や買戻しを制限もしくは停止するなどの措置を取る流動性管理手法を実施することがあります。

(注1) 本資料において、ゴールドマン・サックス・ユニット・トラスト(アイルランド)を「ファンド」といいます。ファンドが現在発行する受益証券は、米ドル建てのゴールドマン・サックス・米ドルファンド(以下「米ドル・ポートフォリオ」といいます。)受益証券です(以下「ファンド証券」、「受益証券」または「ポートフォリオ証券」といわれています。)。

(注2) 本資料において、ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシーゴールドマン・サックスUS\$トレジャリー・リキッド・リザーブズ・ファンドを「US\$マスター・ファンド」といいます(以下「マスター・ファンド」といわれています。)。

くわしくは最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。お申込みの詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

## お申込みメモ

|           |  |
|-----------|--|
| 購入(申込み)単位 | 当初申込み:10米ドル以上1米セント単位<br>追加申込み:1米セント以上1米セント単位<br>※ただし、日本における販売会社はこれと異なる10米ドルを超える最低申込単位を定めることができます。  |
| 購入(申込み)価額 | 各申込みが管理会社により受諾された取引日に適用される1口当たり純資産価格(ただし、通常は1米セントです。)<br>※取引日とは、( i )ロンドン、ニューヨークおよび日本の銀行の営業日で、ニューヨーク証券取引所の営業日である日か、または(ii)管理会社が随時決定するその他の日をいいます。以下同じです。  |
| 購入(申込み)代金 | 申込みのあった取引日の翌取引日までに申込金額を日本における販売会社に支払うものとします。<br>※申込金額は(i)米ドルで、または(ii)円貨で(ただし、日本における販売会社が承認する通貨に限ります。)支払うものとします。<br>※円貨により支払われる場合、米ドルと円貨との換算は、別段の定めのない限り各申込みについての申込日または払込日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによるものとします。 |
| 換金(買戻し)価額 | 取引日に決定されるポートフォリオの1口当たりの純資産価格   |
| 換金(買戻し)代金 | 原則として買戻しを請求した取引日の翌取引日に支払われます(ただし、日本における販売会社が承認する通貨に限ります。)。   |
| 申込締切時間    | 原則として各取引日の午後3時までに受領された申込みは、当該取引日に取り扱われます。ただし、日本における販売会社はこれと異なる時間を定めることができます。<br>※2024年11月5日以降、下記となります。<br>原則として各取引日の午後3時30分までに受領された申込みは、当該取引日に取り扱われます。ただし、日本における販売会社はこれと異なる時間を定めることができます。くわしくは日本における販売会社にご確認ください。                    |
| 信託期間      | 無期限<br>(運用開始日:1999年4月30日)  |

くわしくは最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。お申込みの詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

## お申込みメモ

|         |   |
|---------|---|
| 繰 上 償 還 | <p>ファンドまたはポートフォリオは以下の場合、以下の事情の発生についての通知をもって解散されることがあります。</p> <p>(イ) 管理会社による場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) 受益者またはかかるポートフォリオの受益者により、受益証券の買戻しを承認する特別決議が可決され、4週間以上6週間以内に通知がなされた場合</li> <li>(ii) ポートフォリオの英文目論見書補遺に別段の規定がある場合を除き、受益証券の当初募集後いずれかの時点で、ポートフォリオの純資産総額が3,000万米ドルまたは外貨建ての相当額を下回った場合(ただし、受益者に対し4週間以上6週間以内の事前通知が当該期間の4週間以内になることを条件とします。)</li> <li>(iii) ファンドまたはポートフォリオに対するアイルランド中央銀行の認可後1年を経過したいずれかの時点における場合(ただし、受益者に対し4週間以上6週間以内の事前通知がなることを条件とします。)</li> <li>(iv) ファンドが認可投資信託としての資格を喪失した場合または管理会社がこの点についての法律意見を求めた上で、かかる資格を喪失する可能性が高いと判断した場合</li> <li>(v) ファンドもしくはポートフォリオの存続を不適法、または管理会社の合理的な意見により非現実的または不適切にする法律が制定された場合</li> <li>(vi) 管理会社が辞任の申し出をした後3ヶ月以内に、受託会社が信託証書の規定に基づき新任の管理会社を任命しなかった場合</li> </ul> <p>(ロ) 受託会社による場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) 管理会社が清算手続(組織変更または合併を目的として行われる受託会社により事前に書面をもって承認される条件に従った任意清算を除きます。)に入り、営業を中止し、または(受託会社の合理的判断により)受託会社が合理的な理由により承認しない法人または個人の支配に事實上服すことになった場合、または2014年会社法に基づき管財人が管理会社に任命されるか、類似の措置がいずれかの法域で発生した場合</li> <li>(ii) ファンドもしくはポートフォリオの存続を不適法、または受託会社の合理的な意見により非現実的または不適切にする法律が制定された場合</li> <li>(iii) 受託会社が管理会社に対して書面により辞任の申し出をした後6ヶ月以内に、管理会社が信託証書の規定に基づき新任の受託会社を任命しなかった場合</li> </ul> |
| 決 算 日   | 毎年12月31日  |
| 収 益 分 配 | 各取引日のポートフォリオの受益者名簿上の受益者に対し、日次で分配が宣言されます。宣言された分配金は当該月の最終取引日に当該受益者に分配され、受益者が分配金の支払いを選択しなければ、当該月の最終取引日に再投資されます。<br>※日本における販売会社によって取扱いが異なります。   |
| 信託金の限度額 | 信託金の限度額については定めがありません。   |
| 課 稅 関 係 | 税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われます。<br>ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。   |

代行協会員

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント

くわしくは最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。お申込みの詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

## ファンドの費用

### 投資者が直接的に負担する費用

|     |            |    |
|-----|------------|----|
| 購入時 | 購入(申込み)手数料 | なし |
| 換金時 | 換金(買戻し)手数料 | なし |
|     | 信託財産留保額    | なし |

### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

|    |               |   |
|----|---------------|---|
| 毎日 | 運用管理費用(管理報酬等) | 年間の報酬および費用の総額は、純資産総額の <b>年率0.70%</b> (投資顧問報酬は純資産総額の年率0.20%、販売報酬は純資産総額の年率0.30%を上限とします)または投資顧問会社が同意するこれより少ない金額に制限されます。0.70%の上限は、受益者から事前に承認を得ることなく増額することはできません。かかる報酬および費用は、日々発生し、毎月末に後払いされます。<br>マスター・ファンドに投資することによりポートフォリオが負担することとなるマスター・ファンドの報酬および費用は、投資顧問報酬からポートフォリオに払い戻されることとなっています。 |
| 隨時 | その他の費用・手数料    | 目論見書・運用報告書・通知の作成・印刷費用、弁護士費用、監査費用、登録費用等<br>これらの費用は、上記でポートフォリオの純資産総額の0.70%までに制限される費用の中に含まれます。<br><br>源泉税・印紙税またはその他の税金、投資についての手数料・売買委託手数料、借入金の利息<br>これらの費用は、上記でポートフォリオの純資産総額の0.70%までに制限される費用の中に含まれません。ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。               |

上記の手数料等の合計額については、投資者の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## 管理会社、その他の関係法人

- ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービスズ・リミテッド(「管理会社」)
- ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンSA／NV、ダブリン支店(「受託会社」)
- BNYメロン・ファンド・サービスズ(アイルランド)デジグネイティッド・アクティビティー・カンパニー(「管理事務代行会社」)
- CACEISアイルランド・リミテッド(「登録・名義書換事務代行会社」)
- ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル(「投資顧問会社」)
- ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(「副投資顧問会社／代行協会員」)
- ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー・エル・エル・シー(「評価会社」)
- 日本における販売会社  
日本における販売会社につきましてはゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(ホームページ・アドレス:  
[www.gsam.co.jp](http://www.gsam.co.jp))までご照会ください。

代行協会員

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント

## 販売会社一覧

| 金融商品取引業者名  | 登録番号     | 加入協会                    |   |                        |                                       |                        | 備考  |
|--|----------|-------------------------|---|------------------------|---------------------------------------|------------------------|-----|
|  |          | 日本<br>証券<br>業<br>協<br>会 | 日本<br>一般<br>投<br>資<br>顧<br>問<br>業<br>協<br>会 | 一般<br>社<br>団<br>法<br>人 | 金融<br>先<br>物<br>取<br>引<br>業<br>協<br>会 | 一般<br>社<br>団<br>法<br>人 |     |
| ウイブル証券株式会社   | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第48号          |   | ●                      |                                       |                        |     |
| FFG証券株式会社  | 金融商品取引業者 | 福岡財務支局長(金商)第5号          | ●   |                        |                                       | ●                      |     |
| auカブコム証券株式会社   | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第61号          | ●   | ●                      | ●                                     | ●                      | (注) |
| 株式会社 SBI 証券  | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第44号          | ●   |                        | ●                                     | ●                      |     |
| クレディ・スイス証券株式会社<br>(委託金融商品取引業者 UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社) | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第66号          | ●   |                        | ●                                     | ●                      |     |
| PWM日本証券株式会社  | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第50号          | ●   |                        |                                       | ●                      |     |
| 松井証券株式会社   | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第164号         | ●   |                        | ●                                     |                        |     |
| マネックス証券株式会社  | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第165号         | ●   | ●                      | ●                                     | ●                      | (注) |
| UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社                                | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第3233号        | ●   | ●                      | ●                                     |                        |     |
| 楽天証券株式会社   | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第195号         | ●   | ●                      | ●                                     | ●                      |     |
| 株式会社イオン銀行<br>(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)                        | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第633号         | ●   |                        |                                       |                        | (注) |
| 株式会社 SBI 新生銀行<br>(委託金融商品取引業者 株式会社 SBI 証券、マネックス 登録金融機関証券株式会社) | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第10号          | ●   |                        | ●                                     |                        | (注) |
| 株式会社埼玉りそな銀行  | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第593号         | ●   |                        | ●                                     |                        | (注) |
| 株式会社三井住友銀行   | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第54号          | ●   |                        | ●                                     | ●                      |     |
| 株式会社りそな銀行  | 登録金融機関   | 近畿財務局長(登金)第3号           | ●   | ●                      | ●                                     |                        | (注) |
| みずほ信託銀行株式会社  | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第34号          | ●   | ●                      | ●                                     |                        |     |
| ゴールドマン・サックス証券株式会社  | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第69号          | ●   |                        | ●                                     | ●                      |     |

(注) 本ファンドの新規の購入申込み受付を停止しております。(わくは販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

## 本資料のご利用にあたってのご留意事項等

- ファンドの受益証券の価額は、ファンドに組入れられている有価証券の値動き等による影響を受けますが、これら運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。
- ファンドおよびマスターファンドは、主に外貨建て債券への投資を行います。債券の価格は、金利の変動や組入債券の発行体の経営・財務状況の変化およびそれに関する外部評価の変化等により上下するため、場合によっては1口当たり純資産価格が元本を下回ることがあります。また、1口当たり純資産価格が外貨建てで表示されますので、当該通貨建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、為替相場の変動により、円換算ベースでは損失を被ることがあります。
- 本資料は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(以下「当社」といいます。)により作成された資料です。
- 取得の申込みにあたっては、販売会社より最新の投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので、必ずその内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- お申込みに際しては、外国証券取引口座の開設が必要となります。販売会社から「外国証券取引口座約款」をお渡ししますので、よくお読みください。
- 本資料は、当社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成されていますが、当社がその正確性・完全性を保証するものではありません。
- 本資料に記載された過去の運用実績は、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。投資価値および投資によってもたらされる収益は上方にも下方にも変動します。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

代行協会員

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント